

ワクチン3回目接種は2月開始に向け準備中です

町は、国の方針に基づき新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種を行います。まずは医療従事者の接種を12月から開始します。町で接種を受けたかたに関しては、2月開始予定です。
※コロナワクチン接種について、詳しくは個別に郵送される通知をご確認ください。

1 接種対象者

接種当日18歳以上のかたで、原則として2回目接種後8か月を経過したかたです。

2 接種券の発送

2回目接種を終了しているかたに、1月上旬より順次発送します。

※板倉町転入前に2回接種したかたは、町にワクチンの接種情報がないため、申請が必要です。

3 ワクチンの種類

1・2回目と異なるワクチンでの接種が可能です。ワクチンは、国から配分され、町では種類を選ぶことができません。3回目接種用として、モデルナ社製とファイザー社製の両方のワクチンが配布される予定です。

4 接種会場

板倉町中央公民館で集団接種を行います。指定医療機関での個別接種は現在調整中です。会場への移動手段がないかたに対し、タクシー料金の一部助成を予定しています。

5 ご予約について

1・2回目接種を板倉町中央公民館、または大規模接種会場(職域接種を除く)で接種したかた【2回目接種を7月末までに接種したかた】

予約時の混乱を防ぐため接種日時を指定させていただきます。

※都合がつかない場合、接種を希望しない場合、他の接種場所(かかりつけ医療機関等)で接種を受ける場合は、ワクチンロスを防ぐため必ずワクチン専用ダイヤルに予約取消しのご連絡をお願いします。

【2回目接種を8月以降に接種したかた】

1・2回目同様、電話または、LINEによる予約受け付けをする予定です。

1・2回目の接種を高齢者施設、学校・勤務先で接種したかた

1・2回目と同様の方法で3回目接種ができない場合は、ワクチン専用ダイヤルにご連絡ください。

6 1・2回目の接種について

1・2回目の接種を希望するかたは、1月12日(水)午前9時から予約を再開しますので、板倉町ワクチン専用ダイヤルにご連絡ください。予約方法については、ホームページや群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」なども併せてご確認ください。

予約に関すること

板倉町ワクチン専用ダイヤル ☎0276-55-8270

(受付 平日 午前9時～午後5時)

その他ワクチンに関するご相談、問合せ

板倉町保健センター ☎0276-82-3757 (受付 平日 午前8時30分～午後5時15分)

※3回目接種については12月15日時点の情報です。今後、国の動向により変更となる可能性があります。

あなたに寄り添う相談窓口

問合せ 戸籍年金係 ☎82-6131

●行政相談

相談日 毎月第2火曜日

場所 役場、各公民館を巡回(広報紙スケジュール欄、町ホームページで確認)

費用 無料

予約 不要(直接会場にお越しください)

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づき委嘱している人で、全国に約5,000人配置されています。行政に関する苦情や相談を受け付け、その解決のために力を尽くします。

行政相談は、みなさんが暮らしていく中で不便だなと思うことや、行政の仕事に対する疑問や困りごとを受け付け、その解決に取り組む国の制度です。

具体的な相談例としては、国道に危険箇所があるので早く改修してほしい、国民年金の手続きを教えてください、農地転用の手続きを教えてください、雇用保険の手続きを教えてください、遺言書の作成方法を教えてくださいなどさまざまです。



行政相談委員の下山弥千代さん

●人権相談

相談日 偶数月第2火曜日

場所 各公民館を巡回(広報紙スケジュール欄、町ホームページで確認)

費用 無料

予約 不要(直接会場にお越しください)

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱している人で、人権相談を受けたり人権啓発を広める活動を行っています。

人権擁護委員は、板倉町においては5人、全国では約14,000人が委嘱され、人権尊重の理念を広げるため、法務局職員と共に人権相談や救済などの人権擁護活動を行っています。

具体的な相談例としては、差別を受けた、暴行・虐待を受けた、セクハラ・パワハラを受けた、いじめ・虐待を受けた、インターネットによる誹謗中傷などさまざまです。



斎藤雅也さん



江田常一さん



高瀬久美子さん



松村美枝子さん



根岸一仁さん

●法律相談

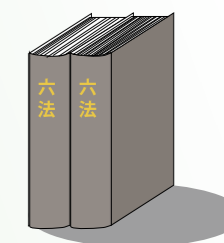
相談日 毎月第2火曜日

場所 役場1階相談室

費用 無料

予約 戸籍年金係 ☎82-6131

相続、金銭トラブル、土地や家屋に関すること、契約に関することなど日常生活において直面する法律問題全般について、群馬弁護士会所属の弁護士が交代で相談を受けています。





子育て世帯臨時特別給付金
高校生までの児童に10万円を支給

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。高校生のみを養育しているかたや、公務員で職場から児童手当を受給しているかたなどは申請が必要でず。
対象児童等が在る世帯には、1月上旬に通知を送付します。なお、令和3年9月分の児童手当の受給者には、高校生分も併せて12月23日に給付済ですので申請は不要です。

支給時期
申請書を受け付けた月の翌月末を予定
支給方法
申請書に記載の口座に振込み※児童手当の受給者は、原則として児童手当の振込口座として児童手当の振込口座
申請期限
令和4年1月7日～2月28日(新生児に限り令和4年4月15日まで)

この給付金には所得制限がありません。該当するか不明の場合は子育て支援係にお問い合わせください。

問合せ 子育て支援係
☎82-6134

支給対象者
令和3年9月分の児童手当の受給者または対象児童を養育する保護者のうち、所得が高いかた
給付額
対象児童1人につき10万円

扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万円
5人	812万円	1040万円

※保護者の令和2年中の所得が、所得制限限度額以上の場合は対象外。収入額の目安は給与収入のみで計算していますのでご注意ください。



地方教育行政功労者表彰(文部科学大臣表彰)
鈴木優さんが受賞されました

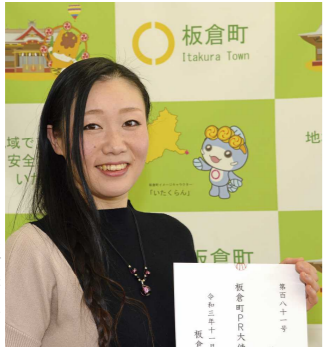


板倉(イ)の功績に対し、文部科学大臣から表彰状が贈られました。
鈴木さんは、町の小学校再編や児童生徒の学力向上および教員の授業力改善や資質向上など、子どもたちのより良い教育環境作りに寄与し、町の教育行政の発展のために尽力されました。

問合せ 総務学校係
☎82-6153

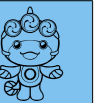


板倉町PR大使
増保衣里子さんを委嘱しました



板倉町PR大使に増保衣里子さんを委嘱しました。
増保さんは、エアリアルアーティストとして大型テーマパークや舞台における演者としての活動とあわせ、演出や脚本も手がけており、幅広い分野で活躍されています。栗原町長よりPR大使の委嘱状を受け取った増保さんは、「大好きな板倉町を盛り上げたい。町内でも、巡業先でも、町のPRをがんばりたい」と意気込みを話しました。

問合せ 企画調整係
☎82-6125



子育て支援金
町の子育て支援金を支給します

来年度小学校に入学するお子さんを養育しているかたに子育て支援金を支給します。
対象 令和4年4月に小学校に入学する児童を養育している保護者で、引き続き町に在住する見込みのあるかた(生活保護世帯は除く)
支給額 入学する児童が
○第1子 30,000円
○第2子 40,000円
○第3子以降 60,000円
申請方法 申請書に必要事項を記入して申請してください。(申請書は子育て支援係)※町内の保育所・認定こども園に在園の場合は各施設を通して申請書を配布します。

申請期限 1月11日(火)
問合せ 子育て支援係
☎82-6134



入学・進学支度金
母子・父子家庭などに支給します

母子・父子家庭などの児童の保護者に対して、入学・進学の支度金を支給します。
対象 母子家庭・父子家庭の母または父(※配偶者が障害により長期にわたって労働能力を失っている場合も対象)
支給要件
次の児童等の保護者で、令和2年分の所得税が非課税のかた
○令和4年4月に、小学校に入学、中学校に進学、高校等に進学する児童
支給額
小学校入学時 10,000円
中学校進学時 15,000円
高校等進学時(進学しない場合は中学校卒業時)20,000円
申請方法 申請書に必要事項を記入して申請してください。(申請書は子育て支援係)対象となるか不明の場合はお問い合わせください。

申請期限 1月11日(火)
問合せ 子育て支援係
☎82-6134



国民健康保険
社会保険などに加入したら国保脱退の届出を

国民健康保険に加入していたかたが、就職などにより職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する届出が必要でず。
届出が遅れたまま国民健康保険の保険証で医療機関を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費の返還をしなければならぬ場合があります。

届出に必要なもの
・国民健康保険の保険証
・加入した職場の健康保険証
・運転免許証やマイナンバーカードなどの写真付き身分証明書
問合せ 戸籍年金係
☎82-6131

また、届出をしない場合、本来支払わなくてもよい国民

録音機能付き電話で
特殊詐欺を撃退

自動応答、通話自動録音機能を備えた電話機や、電話線と電話機の間に接続して録音機能を有する機器の購入に対して補助金を交付します。
対象 世帯全員が町税などの滞納がなく、町内に住民登録があり実際に居住している65歳以上のかた※一世帯につき1台限り
補助金額
購入費用の2分の1以内、ただし上限金額6,000円で千円未満切り捨て
申請方法
購入した日から1年内に左記のものをそろえて提出してください。

○申請書
○領収書
○機能が確認できるパンフレットまたは取扱説明書
※申請書は、安全安心係または町ホームページにあります。
問合せ 安全安心係
☎82-6123

定期的に受診を
「女性のがん検診」

今年度最後の女性のがん検診を実施します。混雑緩和のため予約制とし、受付時間を区切らせていただきます。

期日
1月18日(火)、19日(水)
持ち物 記入した検診票
場所 保健センター
問合せ 保健センター
☎82-3757

検診	定員	受付時間
乳がん検診のみ	各日15人	正午～午後1時10分
乳がん・子宮頸がん検診	20人	午後1時10分～2時10分
子宮頸がん検診のみ	10人	午後2時10分～2時30分